

## 2021 年度社会保障制度に関する要請について（回答）

- 提出者：鳥取退職者連合中部地区協議会・連合鳥取中部地域協議会
- 受付日：令和3年1月7日
- 回答日：令和3年2月12日

### I. 地域包括ネットワークについて

#### 1. 市民参画による第8期介護事業計画の策定

##### (1) 第8期介護保険事業計画および地域

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第8期介護保険事業計画は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い策定します。基本理念を「住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会を目指して」とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた地域包括ケアの姿を目指して取り組むこととしております。

##### (2) 市民に介護保険制度やそのサービスを周知し、介護予防・重度化防止の観点から適切な介護保険の利用を促すこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険制度や介護サービス事業所につきまして、広く市民に対して理解を深めていただけるよう、わかりやすい情報提供を行い、介護保険利用者の適切な介護サービスの利用に資するよう取り組んでいきたいと思っております。

##### (3) 地域包括ケアネットワークの推進

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

誰もが切れ目のない医療・介護・住まい等のサービスを受けることができるように、第8期介護保険事業計画では「地域包括ケアシステムの推進」を重点課題として位置づけ、各施策に取り組んでまいります。

地域包括支援センターにつきましては、本市では基幹的役割を持つ地域包括支援センターは設置していませんが、市内5か所の各地域包括支援センターと市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等関係団体が連携して総合相談・支援に取り組むこととしております。

また、地域包括支援センターの運営に関して協議する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織し、協議内容は本市ホームページで公開してまいります。あわせて、介護保険制度につきましても広く市民に対して理解を深めていただけるよう、わかりやすい情報提供を行いたいと思っております。

##### (4) サービス提供基盤整備

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画に基づき、サービス基盤が手薄な地域にグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年中に開設することになりました。

今後も、まちづくり等関係部署と連携のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制整備と、増加が見込まれる中重度の要介護者認定者や医療と介護の両方を必要とする高齢者の受け皿等、ニーズに対応したサービス基盤整備を検討し、切れ目のない在宅医療と介護が一体的に

提供される取り組みを進めていきたいと思ひます。

(5) 健康増進事業の推進

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

第11次倉吉市総合計画の基本目標2「福祉・健康・人権」の分野の基本計画として「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を定め、地域の福祉全般にわたる計画である「倉吉市地域福祉計画」をはじめ、福祉分野の関連計画でもある「倉吉市次世代育成支援行動計画」「倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画」「倉吉市障がい福祉計画」と整合性を図りながら計画を策定しています。その中で、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康につきまして、取り組み、日常生活における生活習慣病の発生予防に努めています。

健康診査の結果につきましては、医療費の抑制及び健康寿命の延伸等の観点から、異常値放置による重篤化を防止するため、受診勧奨及び訪問指導等を強化することは重要事項であるため、引き続き行います。

また、これら健康増進事業の推進につきましては、個人の健康への意識付けが重要であり、今後も啓発活動を行います。

(6) 医療・介護総合確保基金活用

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

基金の活用につきましては、第7期介護保険事業計画において「鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)」を活用して施設整備及び人材育成を行っております。

また、基金の活用を検討する際には、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」で協議を行い、意見を反映して行います。

2. 介護保険

(1) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

①地域包括支援センターの機能を強化し実施体制を整備するため、保険者ごとに基幹的役割を持つ地域包括支援センターを設置すること。地域包括支援センター運営委員会への住民代表の参加、協議内容の公開を促進すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市では、地域包括支援センターを委託方式により運営しております。基幹的役割を持つ地域包括支援センターは設置していませんが、市内5か所に設置している各地域包括支援センターの担当者の会議等を充実させ、機能強化を図っていききたいと思ひます。

また、地域包括支援センター運営協議会の機能に関して協議する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織し、協議内容は本市ホームページで公開していきたいと思ひます。

②新総合事業に移行した要支援認定者に対する予防訪問介護・予防通所介護について新総合事業への移行後も、利用者が求める場合は移行前と同等の「相当サービス」を継続すること。新総合事業化を契機に「サービス内容の変更や切捨て、利用料の引き上げ、担い手ボランティアへの変更」などが生じている場合、その実態・影響を把握し必要な是正をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

総合事業に移行した予防訪問介護・予防通所介護につきましては、移行後においても制度改正前の「相当サービス」を継続して実施しており、利用料も従来どおりでサービスを提供しております。

また、今後の総合事業のあり方につきましては、地域の担い手、ニーズなどの実態を把握しながら必要なサービスを展開していきたいと思っております。

③既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件としないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一律に「基本チェックリスト」実施を前提要件とするのではなく、個々の状況に応じ、本人や家族の方の意向も尊重しながら、要介護認定手続きを行っております。

④訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などのサービス切り下げをしないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

訪問介護におけるそれぞれのサービスのうち、生活援助中心型の人員基準を緩和する改正が行われたのは、介護人材不足という喫緊の課題解決のため、専門性などに応じて人材を有効的に活用することを目的として制度改正が行われたものです。

国においては、生活援助中心型サービスは一定の研修を修了した者が担えることとし、県による初任者研修の実施などを充実させることで、人材の質の確保が図られております。

本市では、利用者の考えを尊重しつつ、自立支援に向けて必要とするサービスは適切に提供する体制を整えていきたいと思っております。

⑤地域在宅生活を支援する小規模多機能型委託介護事業を拡充すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第7期介護保険事業計画に基づいてグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年中に開設することになりました。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズ、介護者の負担軽減に資する在宅サービスの確保に努めたいと思っております。

## (2) 認知症施策の拡充

①「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」という新オレンジプランの基本理念を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症の人とその家族に対する支援には地域の見守りが不可欠です。認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族への対応、地域住民への啓発等を、地域包括支援センターとも連携しながら取り組んでおります。

さらに平成30年度からは、認知症高齢者等で行方不明になる心配のある人を家族の同意により事前登録制度を実施し、地域住民、自主防災組織、生活関連事業者などが参加した見守りネットワークの整備を行っております。

②医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

平成30年度からは、重度化する前に早期の対応を図るため医療や介護の複数の専門職による認知症

初期集中支援チームを編成して取り組んでおります。

③認知症高齢者による交通事故の発生を防止する社会的な施策を整えとともに、事故発生の場合家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える制度を作ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一部自治体では認知症の人の事故などへの損害賠償救済支援策を講じる動きがありますが、現在、本市においては事故が多発しているような状況でもなく、具体的な損害賠償制度の施策は講じておりません。国においても既に議論が行われており、現状は高額な損害賠償事例の少なさ等から、損害賠償保険自体の周知・啓発を行うこととされたと同様でございます。今後の動きに際しては、国や県内の他市町村の動向を注視していきたいと思っております。

### (3) 安心して暮らすことができる居住の場の整備

①介護福祉施設等の施設入居者の安全・安心を守るための防災・防疫体制を整備すること。また緊急時の医療・介護連携、避難・誘導、備蓄、地域連携の体制整備と定期的検証を実施すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられております。県及び庁内関係部署と連携して支援し、適切な指導等をしていきたいと思っております。

また、感染症対応につきまして、感染症による介護サービス提供体制への影響をできるだけ小さくしていくことが重要であることから、国・県と連携して感染拡大防止を図り、必要な介護サービスを継続して提供できるよう支援していきたいと思っております。

②特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善をはかること。施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

特別養護老人ホームの整備につきましては、県が整備する施設と市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホームとがありますが、本市においては施設整備を計画しておりません。

また、特例入所につきましては、県の指針に沿ってその必要性を適正に判断することに努めたいと思っております。

③有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等における高齢者の権利保障のため都道府県と連携して、虐待防止や防災の観点から実態把握と必要な指導を行うこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

入所者の方が安心していきいきと暮らせる生活環境を守るため、県と連携して、実態把握に努め、違法行為が行われないよう指導を行い、権利擁護に努めていきたいと思っております。

### (4) 介護労働者の処遇改善と人材確保

①介護労働者の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和元年に介護人材確保に向けた処遇改善策として、キャリアのある介護職員への更なる処遇改善をベースとして「介護職員等特定処遇改善加算」が行われましたが、この処遇改善においては、原則「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「介護職員以外の職員」に傾斜配分することとされて

いますので、介護事業所で働くすべての労働者に範囲が及ぶ改善策となっております。

介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいきたいと思ひます。

②介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後も引き続き介護事業所への適正な指導を実施していきたく思ひます。

③介護労働者の労働安全衛生の取り組みを強化し、労働災害や感染症を防ぐための必要な設備・機材・備品等の整備、研修を含めた健康管理体制を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

関係法令に基づく衛生管理体制等が整備され、労働災害の防止や労働者の健康の保持が図られるよう、介護サービス事業所の指導監督を県と連携して取り組んでいきたく思ひます。

## II. 介護保険について

(1) 介護保険について、都道府県・市区町村が協力して次の諸点を国に働きかけること。

①介護保険費用の国負担分25%のうち、現在調整交付金に充てている5%は国で別財源を措置し、25%全額を保険者に交付すること。調整交付金財源を自立支援・重度化防止のための国交付金に流用しないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

少子高齢化の進展により、介護サービス費の増、地方自治体の負担増は避けられない状況です。高齢者の自立支援・重度化防止を目的として交付される保険者機能強化推進交付金を5%の調整交付金の財源の中で調整することを検討された経過がありますが、介護保険財政の安定化のためには、あくまでも現行の国負担分25%とは別枠としての保険者機能強化推進交付金を堅持するよう、近隣市町村とも連携しながら、国への働きかけをしていきたく思ひます。

②介護保険の利用者負担は原則1割を維持すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

少子高齢化による介護給付費の伸びに対して、安定的に介護保険事業を運営することができるように、所得に応じた負担割合として、平成27年8月から2割負担、平成30年8月から3割負担が導入されています。世代間の公平性や制度の持続可能性を高める観点から、介護保険料は40歳以上65歳未満の方（2号被保険者）にも負担いただひており、サービス費の一部を所得額に応じた負担割合とすることは、安定的な事業運営のためには必要なことと考へております。

③要介護1・2に対する介護サービスを総合事業に移行しないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

国において、要介護1・2の人に対するサービスの総合事業への移行が議論されましたが、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中での移行は見送られたことは確認しております。

現状においては、要介護にならない、あるいは要介護状態になることを遅らせるための介護予防、フレイル予防への取り組みを充実することが重要と考へております。

④認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、

家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

国において現状は、損害保険に関する周知や啓発を行うこととされました。本市においては、認知症の人の損害賠償事案が顕著化しているような状況は現状においては伺えませんが、引き続き国の動向を注視していきたいと思えます。

⑤「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる介護関係労働者の抜本的処遇改善を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護職員の処遇改善につきましては、「介護職員処遇改善加算」に加えて令和元年に「介護職員等特定処遇改善加算」が実施されております。介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいきたいと思えます。

### III. 地域公共交通の充実について

(1) 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

本市では、平成27年10月より、北谷地区・高城地区において、より利便性が高く効率のよい移動手段の確保を目指して、平日の昼間、路線バスの利用が少ない時間帯に、路線バスの代わりに予約型乗合タクシーを運行しました。

平成30年3月に策定した「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」に基づき、今後も地域公共交通の整備・再編成を検討し、適切な移動手段を確保していきたいと考えています。

(2) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、交通事業者、公安委員会、道路管理者、利用者や労働組合等の代表による協議会を設置し、「地域公共交通網形成計画」の策定やそれに基づく「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。これらの計画とまちづくり計画を一体化して、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するため、主体的に創意工夫して取り組むこと。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

中部地域では、国、県、市町、交通事業者、学識経験者、利用者代表（鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県老人クラブ連合会ほか）、公共交通関係団体（鳥取県交通運輸産業労働組合協議会ほか）、観光関係団体、公安委員会など27団体による「鳥取県中部地域公共交通協議会」を組織しています。

平成30年3月には「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」を策定し、中部地域で一体となって、生活圏域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らしやすさを実現し、いつもまでも住み続けられる地域の形成していくことにつきまして方向性を定め、令和元年8月には、「地域公共交通網形成計画」に基づいた「地域公共交通再編実施計画」を策定し、国土交通省の認定を受け、路線再編を順次行っているところです。

なお、路線再編につきましては、令和元年10月に、北条線・赤碕線（一部）の青山剛昌ふるさと館経由、赤碕線（一部）の西倉吉経由、総合産業高校便の創設、社線（一部）・北谷線（一部）の西倉吉工業団地経由の路線再編を行ない、令和2年4月には、北条線（一部）・橋津線（一部）の河北地区経由の路線再編を行なっています。

(3) 利用者利便の向上のためバリアフリー化とシームレス化の実現すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

乗り継ぎの円滑化をはかるための交通結節点の整備につきまして、主な結節点である倉吉駅では、倉吉市交通バリアフリー基本構想に基づきバリアフリー化の整備が行われております。地域公共交通網形成計画及び地域公共交通網再編実施計画により新たに結節点となる箇所の整備につきましては、今後検討してまいります。

また、路面の整備につきましては、鳥取県において、バス停周辺の歩道と車道の段差を解消する事業を行っており、段差の解消が必要な箇所につきましては、鳥取県に対して要望してまいります。

あわせて、路線バス事業者においては、バス車両購入に対する補助金を活用し、既存バス車両を順次低床車両に更新しバリアフリー化を図っており、継続的な取り組みとしていくこととしております。

(4) 移動困難者の対策をはかること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

自ら運転が困難な方の移手段として、路線バスなどの公共交通機関、タクシー、共助交通（隣人等との相乗り）などが考えられます。少子高齢化による労働人口減少に伴う人手不足がある中、利便性と効率性を考慮した地域毎のニーズに沿った交通サービスが必要であることから、地域にとって必要な移手段を、地域の皆様と共に考え作り上げていきたいと考えております。

IV. 低所得高齢単身女性に関することについて

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

(1) 国・自治体は、住宅セーフティネット法が改正されたことから、全自治体で住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録は鳥取県が行っています。

本市においては、県や3市と共に鳥取県居住支援協議会に参画しており、協議会を通じて住宅の登録を促進していきます。

(2) 国・自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して広くかつ公平に住民一般の利用に供せられるべき性質のものであるため、入居の募集は、特別な事由（災害、不良住宅の撤去、公営住宅の建替えによる住宅の除却等）がある場合を除き、公募によらなければならないこととなっていますが、本市では高齢者や障がい者、母子・父子家庭等の世帯に対して、間取りや階層等を考慮した上で住戸を選定し優先募集を行っています。

また、公営住宅は親族2名以上での入居を条件としていますが、60歳以上の方には単身での入居を認めています。

新たに住宅を整備する際には全ての住戸のバリアフリー化を図っており、今年度は、既存の4階建ての集合住宅48戸に対してエレベーターの整備を行っています。

高齢単身女性に限定した優先入居制度はありませんが、高齢者の入居に配慮した環境を整えています。

(3) 国・地方自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

身寄りの無い単身高齢者の入居に必要な支援として、見守り体制、緊急時対応等の生活支援サービスを行うにあたり、行政関係課及び社会福祉協議会、民間事業者との連携体制が必要となります。今後、支援体制の構築につきまして検討していきます。

~~（４）安心して病院・福祉施設に入院・入所できるようにすること。（回答なし）~~

~~（５）身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること（回答なし）~~

~~（６）病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること（回答なし）~~

（７）一人暮らしの高齢者・高齢単身女性を対象とした「身元保証等高齢者サポート事業」に関わる悪質業者による消費者被害を防止し、安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう情報提供をすること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851、地域づくり支援課 Tel 22-8159】

高齢者からのさまざまな相談は地域包括支援センター、倉吉市市民生活相談窓口などで対応しております。お受けした際は、中部消費生活センターなどの専門の相談機関へつなぐなど速やかな対応を心掛けております。

また、消費者被害防止の悪質電話勧誘被害防止装置の貸し出しを行っています。

引き続き関係機関と協力をしながら、消費者被害防止に向けた取り組みを行ってまいります。

（８）社会的孤立や孤独死の防止対策をはかること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢化の進展において、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するためには、社会参加を促す取り組みや、地域住民による見守り、支え合いが行われる地域づくりの取り組みが重要と考えております。

地域での身近な相談窓口の充実と重層的な相談体制や早期対応のための包括的支援体制の整備が重要であり、地域包括支援センターをはじめ、さまざまな関係機関・団体等と連携が図られるよう、ネットワークの構築に取り組んでいきたいと思っております。平成20年度からは県内25事業所と協定を締結し、住民生活に異常を発見した際、通報を受ける体制も構築しております。

（９）高齢者の消費者被害防止をはかること。

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

本市の消費者生活問題の相談窓口は、「中部消費生活センター」が担っています。

複雑・困難な消費者問題が増加する傾向にある中、専門相談員による相談受付及びアドバイス等の充実が必要ですが、市町が単独で資格を持った相談員の確保を行うことは難しく、人材育成も進まないため、鳥取中部ふるさと広域連合による1市4町の事務の共同化を行い、中部消費生活センターを設置し、運営をNPO法人へ委託して相談業務の充実を図っているところです。

啓発活動につきましては、中部消費生活センターと協力をしながら、ホームページや行政無線等で広報を行うとともに、消費者啓発出前講座への講師派遣等を行っています。

また、高齢者等への本市独自の取り組みとして、悪質電話勧誘被害防止装置の貸し出し等を行っています。

引き続き中部消費生活センターと連携し、高齢者の消費者被害防止を図ってまいります。